

東部児童相談所庁舎清掃業務（告示番号第 3095号）に係る質問及び回答

担当：子ども未来局東部児童相談所家庭支援課

No.	質問日	掲載日	質問	回答
1	7月24日	7月30日	日常清掃 臨時清掃・雑役作業について 歩掛りと対応する清掃員をご教示いただけますか。	1日当たり1時間の作業時間を見込み、それを清掃員B及びCそれぞれに、次に掲げる割合で作業を割り振ることを想定しています。 ○清掃員B:清掃員C=1:1
2	7月24日	7月30日	定期清掃 食堂 天井・壁塵払い、壁面清掃等について 歩掛りをご教示いただけますか。	別記4「事務室・会議室等」と同じ歩掛となります。
3	7月24日	7月30日	定期清掃 窓ガラス（内部）について 洗浄は両面か片面か、足場は必要か不必要かご教示いただけますか。	洗浄は片面・足場不要の想定です。
8	7月29日	7月30日	履行期間が令和7年9月16日から令和10年8月31日（36か月）とあり、最初の1か月が15日しかないが月人工数を出すにあたっての考え方としては総月数35.5か月という考え方でよろしいか教えてください。	計算方法の詳細はお伝え出来ませんが、36回同じ金額をお支払いするかたちになります。令和7年9月分の支払額についても、日割りなどは行いません。
11	7月29日	7月30日	現行の契約額を教えてください。	新庁舎であり、今回が初めての入札となります。